

医療救護要項

1 目的

この要項は、第67回全国高等学校スキー大会に参加する選手、監督、大会役員及び一般観覧者並びに大会運営に従事する者に対する医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第67回全国高等学校スキー大会における高山市、郡上市、北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、医師会、医療機関、保健所、消防署等と十分な連絡調整を行い、関係機関の協力を得て密接な連携のもとに業務を遂行するものとする。

3 医療救護

（1）救護所の設置

- ①実行委員会は医療救護に万全を期するため、各競技会場及び開会式場に救護所を設置する。
- ②救護所の構成は原則として、養護教諭、救護員、係員等とする。
- ③救護所では応急処置を行うものとし、必要に応じて医療機関に搬送する。

（2）医薬品の配備及び救急自動車の要請

- ①救護所には応急処置の万全を期するため、医薬品、医療器具、AED その他必要な物品を備える。

*AED 設置場所

丹生川文化ホール・・・・・・・・丹生川支所1F
アルペン会場・・・・・・・・パトロール室
クロスカントリー会場・・・・・・競技場 救護室
たかす町民センター・・・・・・・・事務室
名寄ピヤシリシャンツェ・・・・管理棟
なよろ健康の森CCコース・・管理棟1F

- ②消防署との連絡体制を整え、緊急時には救急自動車を要請、または競技会場に待機し、迅速な対応を行う。

（3）大会準備及び公式練習等における医療救護

各競技会場に救護員、係員を配置する。

（4）宿舍等における医療及び救護

- ①宿泊する施設等で怪我または病気により医療機関で受診する場合は、宿泊施設の責任者に申し出たうえ、各都道府県の監督または引率責任者もしくは関係者が、最寄りの医療機関と連絡をとり受診するものとする。
- ②非公式練習等で救護関係者のいない場所で、怪我や病気により医療機関を受診した場合は、各競技本部に連絡すること。

（5）医療費の区分

救護本部、救護所及び救急自動車において要した経費を除き、医療費はすべて本人の負担とする。

4 医療機関に関して

高山市医師会ホームページ

<http://takayama-med.com/>

郡上市医師会ホームページ

<http://gujo-med.sakura.ne.jp/>

上川北部医師会ホームページ

<http://www.khmed.jp/>

5 救急連絡『119番』

○高山市 (アパ ^ル ン会場)	高山消防署 〒506-0004 高山市桐生町3丁目208番地 TEL 0577-32-0119 FAX0577-34-7384
○郡上市 (クオカ ^ト リ会場)	郡上市消防本部 〒501-4221 岐阜県郡上市八幡町小野4-4-1 TEL : 0575-67-0119 FAX : 0575-67-1215
○名寄市 (シヤ ^ン 会場)	名寄市消防署 〒096-0034 北海道名寄市西4条北3丁目 TEL 01654-3-3319 FAX 01654-3-3931

6 その他

- (1) 保険証を必ず持参すること。持参しない場合は、被保険者でない者とみなし、医療費は全額個人負担とする。
- (2) 病院によっては、曜日ごとに診療科目が異なる場合があるため、受診の際は事前に確認をすること。